

ID: 679

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物施設の緊急使用停止命令等		
法令名 根拠条項	消防法 第12条の3第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第12条の3第1項の規定による。 第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日